

---

# 全国健康保険協会千葉支部 第104回評議会 (平成31年1月18日開催)

## 平成31年度の保険料率について



# 目次

- 平成31年度平均保険料率について…………… P 3
- 平成31年度千葉支部保険料率について…………… P 7
- 平成31年度介護保険料率について（案） …… P 11

# 平成31年度の平均保険料率について

平成31年度の平均保険料率については、30年9月より議論が行われており、平成30年12月19日開催の運営委員会において、各支部評議会の意見やこれまでの議論を踏まえ、以下の方針とした。

- ・平均保険料率……………平成31年度の平均保険料率については10%を維持
- ・激変緩和率……………現行の解消期限（平成31年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から  
8.6／10とすることを厚生労働省保険局長に要請
- ・保険料率の変更時期……平成30年4月納付分

## ≪ 平成31年度保険料率に関する支部評議会の意見 ≫

平成30年12月19日  
第95回運営委員会資料

平成30年10月から11月にかけて開催した各支部の評議会での意見については、必ず提出を求めていたこれまでの取扱いを変更し、理事長の現時点における考え（状況に大きな変化がない限り、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととした。意見書の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

意見書の提出なし 9支部

意見書の提出あり 38支部

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| ① 平均保険料率10%を維持するべきという支部  | 18支部 |
| ② ①と③の両方の意見のある支部         | 13支部 |
| ③ 引き下げるべきという支部           | 6支部  |
| ④ その他（平均保険料率に対する明確な意見なし） | 1支部  |

※激変緩和措置については、計画的な解消以外の意見はほぼなく、保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はなし。

## 1. 平均保険料率

- 平均保険料率10%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。
- 協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。
- 2040年以降、高齢者が増加する一方、生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、今後の協会けんぽの存続を考えると、短期的な準備金の状況だけを見て保険料率を下げるのは、世代間の負担の公平性や所得の再分配の観点から、将来世代につけを回してしまうという懸念がある。
- 医療機関等への受診者の増加及び1人当たり医療費の増加が医療費増加の主な要因であるが、近年の医療費増加は、特に医療の高度化に伴う1人当たり医療費の増加に起因するところが大きい。そのような状況を踏まえると、中期的に考える必要があり、保険料率を下げることに疑問を感じる。
- 被保険者の立場からすると、保険料率引下げとなれば喜ばしいが、現状を踏まえると、10%を維持することが妥当と考える。
- 税や保険料の負担増の影響で事業所数が減少することのないよう、保険料率を下げられるときに下げるべきである。併せて、国庫補助率が引き下げられないよう、国に訴えていかなければならない。
- 保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。

## 2. 都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

平成31年度の激変緩和率は8.6/10に引上げることで、特段の異論はなかった。

## 3. 保険料率の変更時期

平成31年4月納付分から変更するという点について、特段の異論はなかった。

## 協会けんぽの収支見込（医療分）について

**平成31年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（消費税の引き上げや薬価の実勢価格の反映に伴う診療報酬改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は5,200億円、31年度末時点の準備金残高は3兆3,200億円が見込まれます。**

### 【収入について】

収入総額は30年度（決算見込み）から5,900億円増加する見込みとなります。これは、保険料を負担する被保険者の増加や標準報酬月額の上昇により、保険料収入が5,300億円増加する見込みになったことによるものです。このほか、国庫補助についても260億円増加する見込みですが、これは、補助対象の保険給付費が増加したことに伴うものです。

### 【支出について】

支出総額は30年度（決算見込み）から6,200億円増加する見込みです。これは、加入者や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が増加する見込みであることや、「拋出金等」について、退職者給付拋出金の減少（制度改正）による影響が大幅に減少したことに加えて、高齢者医療費の伸び等により、合計で1,200億円増加する見込みになったことによるものです。

【協会けんぽの収支見込（医療分）】

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	87,974	91,314	96,572	24-30年度保険料率： 10.00% 31年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	11,343	11,850	12,110	
	その他	167	179	600	
	計	99,485	103,343	109,282	
支出	保険給付費	58,117	60,206	64,373	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;">                     拠出金等対前年度比                      ▲ 5                      + 1,455 } + 1,450                      ▲ 206                 </div>
	老人保健拠出金	0	-	-	
	前期高齢者納付金	15,495	15,262	15,257	
	後期高齢者支援金	18,352	19,516	20,971	
	退職者給付拠出金	1,066	208	2	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	1,969	2,745	3,489	
	計	94,998	97,937	104,092	
単年度収支差		4,486	5,406	5,190	○31年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 31年度均衡保険料率： 9.46%
準備金残高		22,573	27,979	33,169	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

# 平成31年度千葉支部保険料率について

平均保険料率を10%に据え置いた場合、平成31年度の千葉支部健康保険料率は**9.81%**となり、平成30年度から0.08%の減となる。なお、平成31年度における都道府県単位保険料率は最高が10.75%、最低が9.63%となる。

## 【千葉支部保険料率の推移について】

	H21	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
千葉支部保険料率	-	8.17%	9.31%	9.44%	9.93%	9.93%	9.93%	9.97%	9.93%	9.89%	9.89%	9.81%
前年からの増減	-	▲0.03%	1.14%	0.13%	0.49%	0.00%	0.00%	0.04%	▲0.04%	▲0.04%	0.00%	▲0.08%
全国平均	8.20%	8.20%	9.34%	9.50%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%	10.00%

※平成21年9月より都道府県単位保険料率が導入

## 【今後の主なスケジュールについて】

- 1月18日……千葉支部評議会（本日）  
→（終了後）これまでの評議会での議論を踏まえた支部長意見の提出
- 1月31日……運営委員会  
→（終了後）都道府県単位保険料率変更について国へ認可申請
- 2月中旬 ……保険料率変更についての認可（予定）
- 2月下旬～ ……31年度保険料率に関する広報の実施

### 《参考》健康保険法 第160条

- 6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。
- 7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。
- 8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。



【<<参考>>各支部の平成31年度都道府県単位保険料率について（暫定版）】

[保険料率別の支部数]

保険料率 (%)	支部数
10.75	1
10.31	2
10.30	1
10.24	2
10.22	1
10.21	3
10.19	1
10.18	1
10.16	1
10.15	1
10.14	2
10.13	1
10.10	1
10.07	1
10.03	2
10.02	2
10.00	2
9.99	1
9.95	1
9.92	1
9.91	1
9.90	4
9.88	1
9.87	2
9.86	1
9.84	2
<b>9.81</b>	<b>1</b>
9.80	1
9.79	1
9.75	1
9.74	1
9.71	1
9.69	1
9.63	1

23

22

[前年度からの変化分]

平成30年度保険料率 からの変化分		支部数
料率(%)	金額(円)	
+0.14	+196	1
+0.08	+112	1
+0.07	+ 98	3
+0.06	+ 84	1
+0.05	+ 70	4
+0.04	+ 56	4
+0.03	+ 42	2
+0.02	+ 28	3
+0.01	+ 14	3
0.00	0	7
▲0.01	▲ 14	1
▲0.02	▲ 28	3
▲0.04	▲ 56	1
▲0.05	▲ 70	4
▲0.06	▲ 84	3
▲0.07	▲ 98	1
<b>▲0.08</b>	<b>▲112</b>	<b>2</b>
▲0.09	▲126	1
▲0.10	▲140	2

22

18

注1. 「+」は平成31年度保険料率が平成30年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額28万円の者に係る保険料負担(月額;労使折半後)の増減である。

注. 平均保険料率10.00%、激変緩和率10分の8.6として算定

# 平成31年度千葉支部保険料率の内訳等について

## ○千葉支部保険料率の内訳について

	医療給付費の 所要保険料率 (調整前) ①	調整		医療給付費の 所要保険料率 (調整後) ①+②+③	後期高齢者支援金 等の所要保険料率 (全支部一律) ④	所要保険料率 (激変緩和措置前) ①+②+③+④	保険料率 (激変緩和措置後) (精算前) ⑤	前々年度 精算分 ⑤	保険料率 ①+②+③+④+⑤
		年齢調整 ②	所得調整 ③						
千葉	4.89	▲ 0.09	0.18	4.98	4.82	9.80	9.83	▲ 0.012	9.81
H30	≪4.86≫	≪▲ 0.07≫	≪0.20≫	≪4.99≫	≪4.83≫	≪9.82≫	≪9.87≫	≪0.013≫	≪9.89≫
全国	5.18	-	-	5.18	4.82	10.00	10.00	-	10.00
H30	≪5.17≫	-	-	≪5.17≫	≪4.83≫	≪10.00≫	≪10.00≫	-	≪10.00≫

## ○保険料率算定のための基礎データについて

### 【医療給付費について (①～③)】

	加入者一人当たり 医療給付費 (年度平均) (円)	千葉			全国		
		加入者数 (万人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)	加入者数 (万人)	医療給付費 (億円)	総報酬額 (億円)
計	121,777	98.5	1,172	23,996	4,107	50,009	965,554
(前年度比)	( 1.72%)	( 8.95%)	( 10.63%)	( 10.16%)	( 4.12%)	( 5.91%)	( 5.64%)
H30算定時	≪119,720≫	≪90.4≫	≪1,060≫	≪21,784≫	≪3,944≫	≪47,219≫	≪914,012≫
年齢階級別 (歳)	0～4	178,601	4.7		204.2		
	5～9	87,593	5.2		222.5		
	10～14	68,902	5.4		227.5		
	15～19	54,618	5.8		245.4		
	20～24	51,547	6.3		269.4		
	25～29	63,842	6.4		278.0		
	30～34	73,286	7.2		313.5		
	35～39	79,701	8.2		346.6		
	40～44	88,470	9.9		405.2		
	45～49	107,143	10.0		383.9		
	50～54	137,739	7.9		321.7		
	55～59	173,470	6.9		304.1		
60～64	218,094	6.8		287.0			
65～69	281,564	5.3		208.4			
70～74	420,281	2.6		89.2			

### 【後期高齢者支援金等について (④)】

	H31	H30
共通料率 [ A + B - C ]	4.82 %	4.83 %
A : 第2号保険料率 (後期高齢者支援金等の拠出金)	3.99 %	4.07 %
B : 第3号保険料率 (協会の業務経費、準備金積立等)	0.89 %	0.79 %
C : 収入等の率	0.06 %	0.02 %

- ・A = [現金給付費、拠出金 (前期・後期高齢者納付金等)] × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- ・B = 業務経費、一般管理費等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額
- ・C = 貸付金返済収入、雑収入等 × 総報酬按分率 ÷ 支部総報酬額

### 【前々年度精算分について (⑤)】

平成29年度精算分 (H31料率に反映)	2.78億円
平成28年度精算分 (H30料率に反映)	▲2.93億円

- ・①医療給付費の所要保険料率 = 医療給付費 (支部) ÷ 支部総報酬額
- ・②年齢調整額 = [一人当たり医療給付費 (平均) × 支部加入者数 (計)] - [一人当たり医療給付費 (年齢階級別) × 支部加入者数 (年齢階級別) の合計]
- ・③所得調整額 = [医療給付費 (全国計) × 総報酬按分率] - [一人当たり医療給付費 (平均) × 支部加入者数 (計)]
- ・総報酬按分率 = 支部総報酬額 ÷ 全国計総報酬額

# 《参考》都道府県単位保険料率の算定について

## ○協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率  
(20年9月まで)

都道府県単位保険料率 (20年10月から) : 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

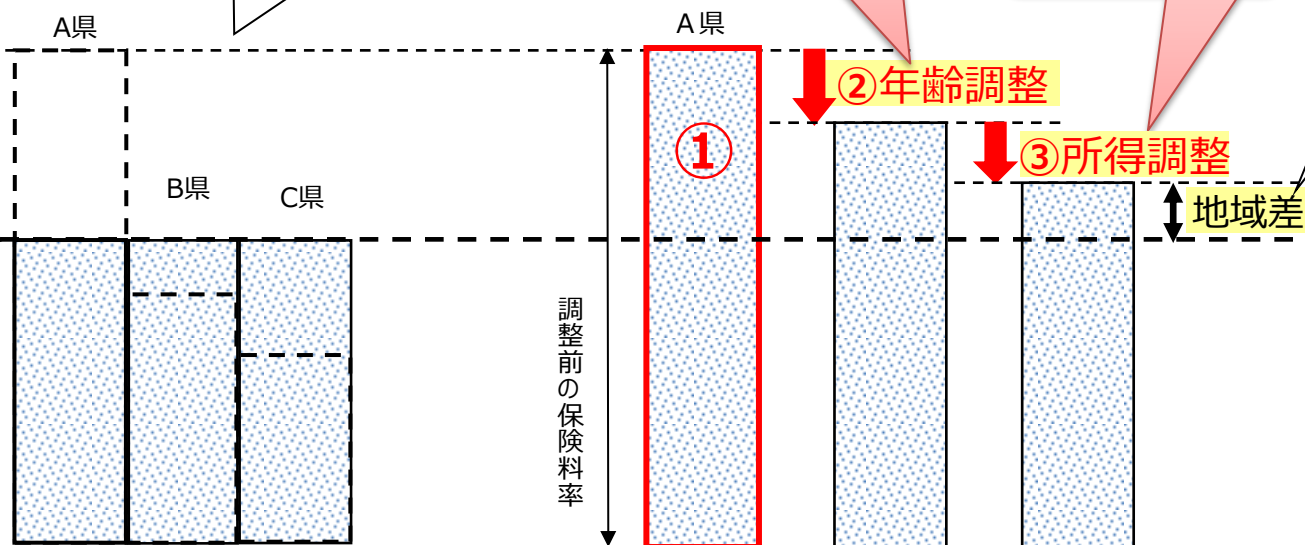
都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

全国一律の保険料率



④ 後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分

⑤ 各都道府県の保健事業等に要する費用、及び前々年度収支差による精算分

最終的な保険料率

(※) **激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで）

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

# 平成31年度介護保険料率について

- 介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が算出することになります（下記参照）。31年度の介護納付金の金額等を踏まえると、31年度の介護保険料率は、30年度の介護保険料率1.57%よりも0.16%ポイント上昇し、**1.73%**となります。
- なお、介護納付金については、31年度は10,300億円の見込みであり、30年度から120億円増加する見込みです。これは、被用者保険間の負担方法における総報酬割の拡大（1/2→3/4）といった減少要因があるものの、介護給付費の増加に加えて、消費税の引き上げに伴う介護報酬改定等によるものです。

## 【介護保険料率の算出方法について】

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額} - \text{国庫補助等}}{\text{介護保険第2号被保険者（40～64歳）の総報酬額の見込み}}$$

「参考」健康保険法第160条16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の合算額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

## 【介護保険料率の推移について】

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
介護保険料率 (全国一律)	1.13 %	1.19 %	1.50 %	1.51 %	1.55 %	1.55 %	1.72 %	1.58 %	1.58 %	1.65 %	1.57 %	<b>1.73 %</b>
前年からの 増減		0.06 %	0.31 %	0.01 %	0.04 %	0.00 %	0.17 %	<b>▲0.14 %</b>	0.00 %	0.07 %	<b>▲0.08 %</b>	<b>0.16 %</b>

## 【協会けんぽの収支見込（介護分）】

（単位：億円）

		29年度	30年度	31年度	備考
		決算	直近見込 (30年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (30年12月)	
収入	保険料収入	8,680	8,665	10,169	29年度保険料率： 1.65% 30年度保険料率： 1.57% 31年度保険料率： 1.73%  納付金対前年度比 ⇒ + 122
	国庫補助等	1,174	879	504	
	その他	0	0	0	
	計	9,854	9,545	10,673	
支出	介護納付金	9,858	10,130	10,252	
	その他	0	18	0	
	計	9,858	10,148	10,252	
単年度収支差		▲ 5	▲ 603	420	
準備金残高		202	▲ 401	19	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。